⑷　入札の無効　本公告に示した競争参加資格を有しない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
⑸　契約書の作成の要否　要。
⑹　手続における交渉の有無　無。
⑺　その他　詳細は、交付図書の入札説明書による。

5　Summary
⑴　Official in charge of the contract of the procuring entity : Mutsuo Ota, Director General of Nagoya Branch, Central Nippon Expressway Company Limited
⑵　Classification of the products to be procured : 17
⑶　Nature and quantity of the products to be purchased : 1 Wheeled Loader
⑷　Delivery period : within 240 days from the next day of the contract
⑸　Delivery places : Tsuruga Maintenance and Customer Service Center of Central Nippon Expressway Company Limited.
⑹　Qualification for participating in the tendering procedures : Suppliers eligible for participating in the open tender are those who shall
①　Not come under Article 11 of the Central Nippon Expressway Company's regulation concerning the contract procedures
②　Have been qualified through the examination of the documents submitted. Submit following documents till 16 : 00 27 May 2014. (by registered mail till 16 : 00 27 May 2014)
・Copy of the commercial register
・The latest financial statements
・Copy of certificate of tax payment
・Document describing the company career
③　Have proved experience of manufacture or delivery of such the purchases or same types of machinery
④　Have proven to have prepared system to provide rapid after-sales service and maintenance for the purchases
⑤　Have proven to have an operation and technical guidance instructor of the procured product.
⑥　Have not received suspension of registered constraction status or tender after the acceptance of application form for this tender
⑺　Time-limit for tender : 16 : 00　27 May 2014 (Tenders submitted by registered mail : 16 : 00　27 May 2014)
⑻　Contact point for the notice : Contract Team, General Affairs and Corporate Strategy Department, Nagoya Branch, Central Nippon Expressway Company Limited, 2―18―19 Nishiki, Naka-ku, Nagoya-City, 460―0003, Japan. TEL 052―222―1447

入 札 公 告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。
平成26年4月4日
支出負担行為担当官
北海道開発局旭川開発建設部長　丹野　　弘
◎調達機関番号　020　◎所在地番号　01

○開発旭川第１号

1　工事概要
⑴　品目分類番号　41
⑵　工事名　天塩川サンルダム建設事業の内堤体建設工事（電子入札対象案件）
⑶　工事場所　北海道上川郡下川町
⑷　工事内容　型式・堤高・堤長：コンクリートダム（台形ＣＳＧダム）Ｈ＝46ｍ・Ｌ＝350ｍ、基礎掘削工：約74,000㎥、母材採取工：約450,000㎥、コンクリート打設工：約126,000㎥、ＣＳＧ打設工：約375,000㎥、基礎処理工：カーテングラウチング約10,000ｍ、補助カーテングラウチング約3,200ｍ
⑸　工期　契約締結日の翌日から平成30年３月26日まで。
⑹　使用する主要な資機材　セメント：Ｖ＝約60,000ｔ、鉄筋：Ｗ＝約250ｔ、ゲート・スクリーン：Ｗ＝約60ｔ
⑺　本工事は、資料の提出及び入札等を電子入札システムにより行う。ただし、電子入札システムによりがたいものは、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えることができる。
⑻　本工事は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。
⑼　本工事は、入札時に施工方法等の提案を受け付け、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する入札時ＶＥ方式（総合評価落札方式）の適用工事のうち、品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価落札方式（技術提案評価型Ｓ型）の試行工事である。また、本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後ＶＥ方式の試行工事である。ただし、入札時ＶＥ方式（総合評価落札方式）に係るものを除く。
⑽　本工事は、いわゆるダンピング受注に係る公共工事の品質確保及び下請業者へのしわ寄せの排除等の観点から、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合、重点的に監督・検査等の強化を行う試行工事である。
⑾　本工事は、工事の監督及び検査において、「施工プロセスを通じた検査実施要領」に基づき、品質検査員が工事実施状況、出来高及び品質について臨場により確認を行う「施工プロセスを通じた検査」の試行工事である。
⑿　本工事は、中間前金払に代わり、短い間隔で出来高に応じた部分払や設計変更協議を実施する「出来高部分払方式」を適用する。
⒀　本工事は、総価契約単価合意方式の対象工事である。本工事では、受発注者間の双務性の向上とともに、契約変更等における協議の円滑化を図るため、契約締結後、受発注者間の協議により総価契約の内訳として単価等を合意することとする。
なお、本方式の実施に当たっては、「総価契約単価合意方式実施要領」及び「総価契約単価合意方式実施要領の解説」に基づき行うものとする。
また、実施方式については、単価等を個別に合意する方式（以下「単価個別合意方式」という。）によることとする。なお、協議開始の日から14日以内に「単価個別合意方式」による協議が整わない場合は、「単価包括合意方式」にて行うものとする。
⒁　本工事は、競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出時に、積算に必要な事項について記載した見積書（以下「見積書」という。）の提出を求め、見積書を予定価格に反映させる工事である。

2　競争参加資格
次に掲げる条件をすべて満たしている者又は当該者を構成員とする特定建設工事共同企業体で、北海道開発局長から入札参加資格の決定を受けた者。
なお、特定建設工事共同企業体については、北海道開発局長が別に公示する申請方法に基づき、特定建設工事共同企業体の資格審査を申請すること。
⑴　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
⑵　北海道開発局における工事区分「一般土木」に係る一般競争参加資格の決定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、北海道開発局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再決定を受けていること。）。
⑶　北海道開発局における工事区分「一般土木」に係る一般競争参加資格の決定の際に算定した経営事項評価点数が、1,200点以上であること（上記⑵の再決定を受けた者にあっては、当該再決定の際に、経営事項評価点数が1,200点以上であること。）。ただし、特定建設工事共同企業体の代表者以外の構成員については、経営事項評価点数が、1,100点以上であること（上記⑵の再決定を受けた者にあっては、当該再決定の際に、経営事項評価点数が1,100点以上であること。）。
⑷　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記⑵の再決定を受けた者を除く。）でないこと。